

第4節 発展途上国における知的財産制度の整備に向けた取組

1. 人材育成

特許庁での人材育成協力の歴史は、1979年に始まり、90年代中盤からは、TRIPS協定履行に向けたアジア太平洋地域諸国における制度整備支援に重点を置いて実施してきた。とりわけ、1995年のAPEC大阪会合において1000人研修構想を立ち上げ、アジア太平洋地域を始めとした発展途上国への支援を本格的に開始した。2000年代に入ると、TRIPS協定履行担保へ資するべく、更なる制度運用の向上へと力点を移し支援を行い、支援内容も当初の産業財産権制度に関する一般的事項から、情報技術分野、エンフォースメント、PCTにおける国際調査機関（ISA）等に新たに指定された特許庁の支援を目指した審査官向けの実践的な研修等、より分野別に特化した形へと変遷、拡充してきた。2008年には、これまでのアジア・太平洋地域を中心とした発展途上国への支援に加え、アフリカ及び後発開発途上国への自立的経済発展を促進するための人材育成協力を開始した。

特許庁は、こうした人材育成協力を推進するに当たり、独自スキーム以外にODAスキームも活用しながら、そのツールとして大きく①各国への専門家派遣による技術指導、②日本への招へい研修、③海外でのセミナー、ワークショップ等による現地での普及啓発活動を実施している。

(1) 専門家派遣

WIPO ジャパン・トラスト・ファンド¹等のODAスキームを活用して、我が国特許庁職員及び専門家を発展途上国へ派遣し、法制度運用・執行の改善、審査実務指導、情報システムの構築、研修制度の確立等について現地指導を行っている。

(2) 短期研修生の招へい

アジア太平洋地域を中心とした国々から、産業財産権に関わる政府関係者及び民間企業職員等を招へいし、1週間から3週間程度の短期研修を行っている。研修生から成る同窓会組織の運営にも力を入れており、我が国と発展途上国との人的なネットワークの構築にも大きく貢献している。

1996年4月から2010年3月までに、アジア太平洋地域を中心とした57か国1地域から官民合わせて3,253名の研修生を招へいした。

(3) 長期研究生の招へい

WIPO ジャパン・トラスト・ファンド事業の一環として、発展途上国において知的財産権の指導的立場にある者、あるいは今後そのような立場になる者を我が国に約6か月間招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供している。また、我が国特許庁独自の事業としても、6か月間の長期研究生の招へいを行っている。

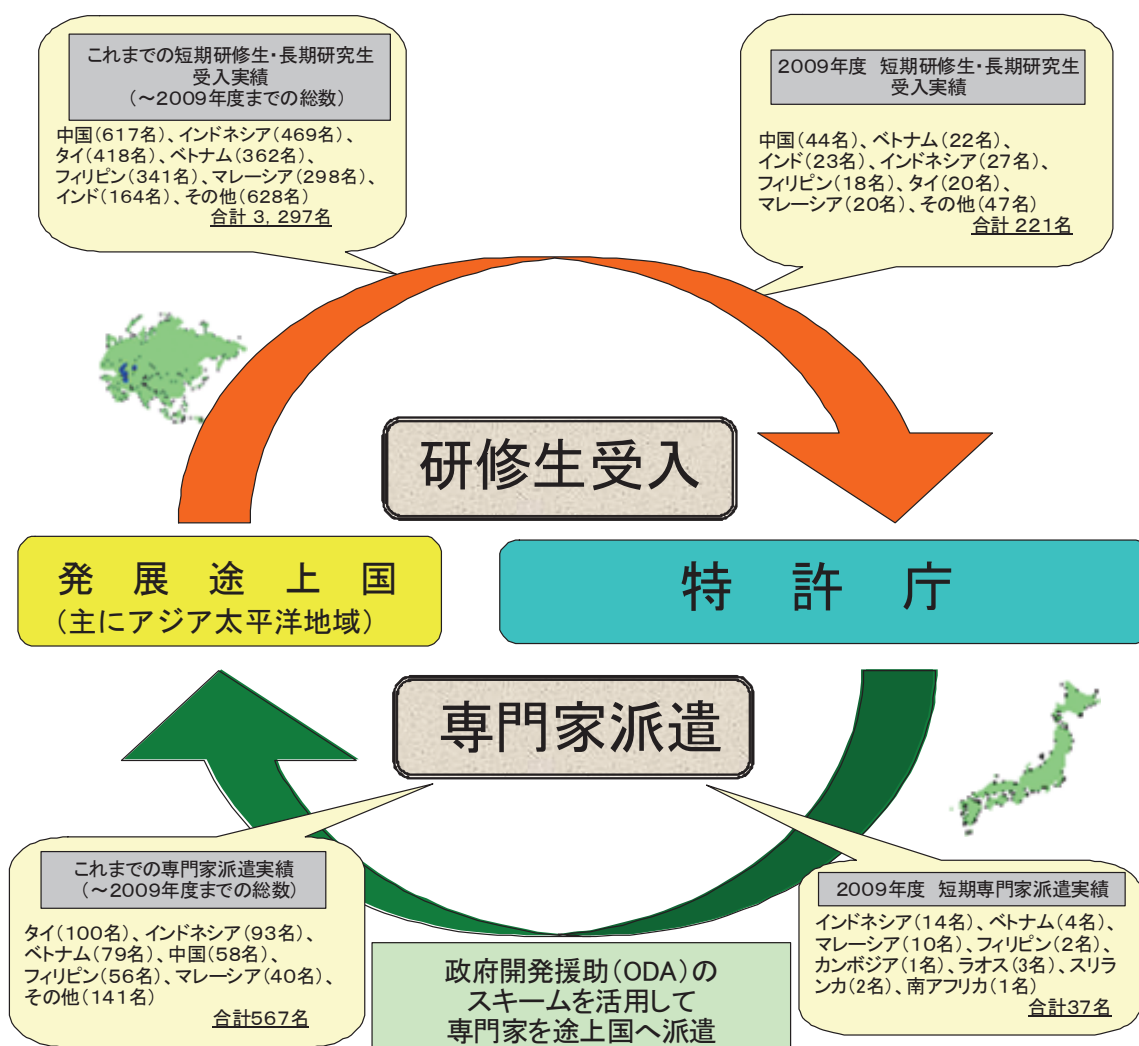
¹ 第2章第4節3. 参照。

1997年4月から2010年3月までに、アジア太平洋地域を中心とした16か国から44名の研究生を招へいた。

(4) フォーラム、シンポジウム等の開催

特許庁はWIPO ジャパン・トラスト・ファンドを通じて、1987年度から毎年度、発展途上国において複数国を対象としたリージョナル（広域）形式又は1か国のみ対象のナショナル形式によるシンポジウム、フォーラム、セミナー等の開催を支援している。これまで、制度運営、エンフォースメント、情報化、産学官連携、中小企業支援、知的財産教育・人材育成など多岐にわたるテーマを扱うとともに、日本から各セミナー、ワークショップ等に専門家を派遣し、各国の産業財産権制度の向上と普及啓発の促進を図ってきた。また、数年間隔で各国のハイレベルの政策対話を目的としたシンポジウム、フォーラムを開催しており、2010年3月には約50か国から各国長官級の政策立案者を我が国に招へいし、「グローバル知的財産基盤に関するハイレベルフォーラム」を開催した。

【着実に伸びる人材育成協力】



(資料) 特許庁作成

2. 審査に関する支援

(1) 高度産業財産ネットワーク

高度産業財産ネットワーク（Advanced Industrial Property Network：AIPN）の前身であるアジア産業財産ネットワーク（Asian Industrial Property Network:AIPN）は、アジア地域の発展途上国産業財産権庁に対して我が国の審査経過等の情報を英語で提供するものであり、2003年に運用を開始した。

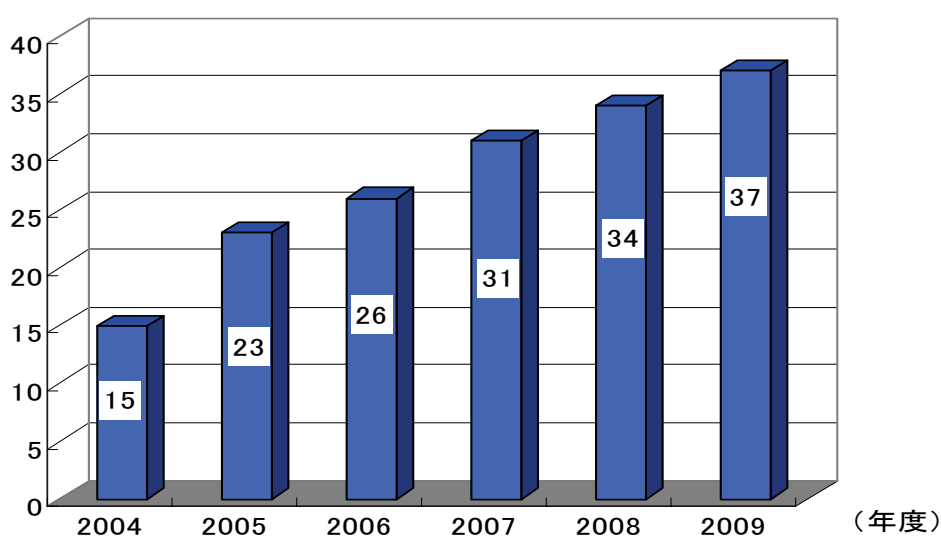
その後、2004年に、審査経過等だけではなく、拒絶理由通知書といった包袋書類を英語に機械翻訳して提供する等、機能の大幅な改善を行った。また、その機能改善に合わせ、アジア地域以外の産業財産権庁にも利用が拡大したことを踏まえて、名称を高度産業財産ネットワークと改めた。

出願人が我が国における特許出願を基に、海外産業財産権庁に対して特許出願を行った場合、我が国の特許出願の審査結果は、AIPNを通して、海外産業財産権庁の審査官に提供される。我が国の審査結果を海外産業財産権庁の審査官が有効に活用することにより、海外産業財産権庁における審査の質の向上が図られるとともに、重複する審査官のワークロードを軽減することができ、我が国の出願人にとっては、海外においても権利を迅速に取得することができる。

さらに、機械翻訳により、拒絶理由通知書等が英語で提供されるため、日本の出願人が海外産業財産権庁へPPHの申請を行う際、一部書類の提出を免除される場合があり、結果として我が国から海外に出願する際の手続上の負担軽減や権利取得の迅速化が図られている。

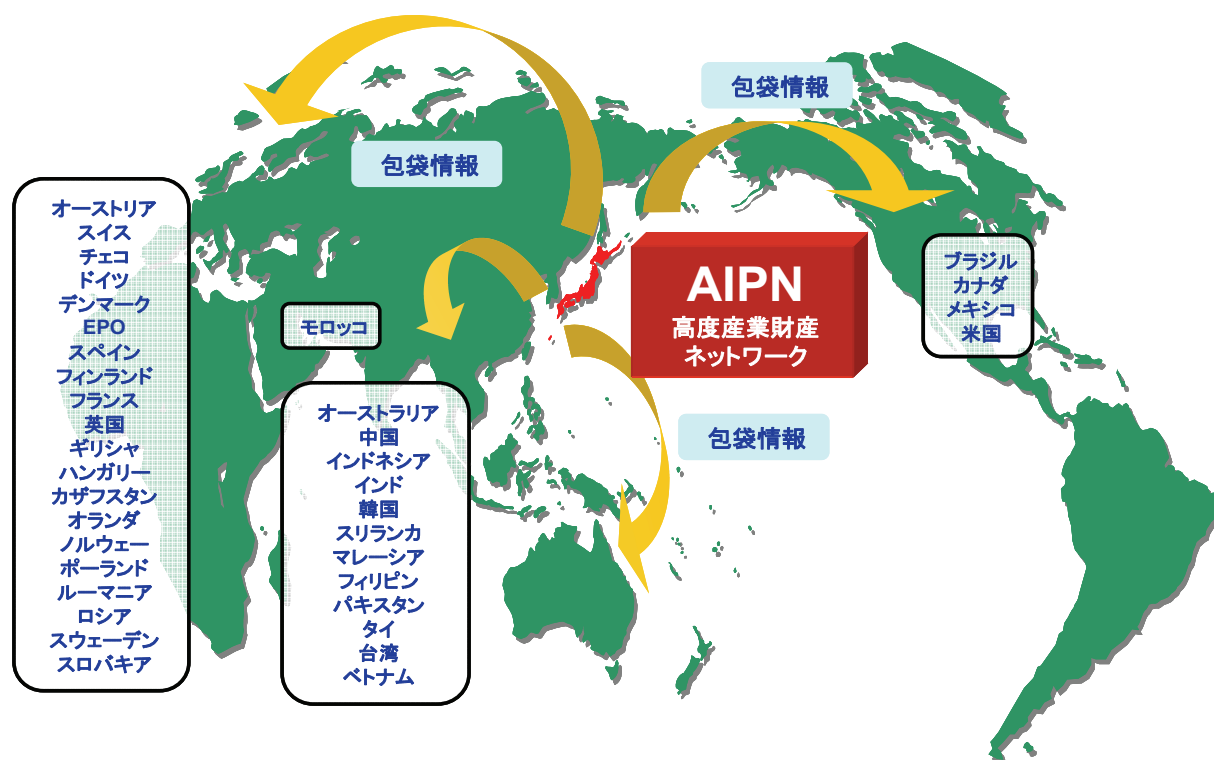
【AIPN を利用している産業財産権庁の推移】

（機関数）



（資料）特許庁作成

【AIPN 利用国・地域・機関一覧】



(資料) 特許庁作成

(2) 修正実体審査

出願人の負担を軽減するための方策として、修正実体審査¹ (MSE) 制度等を活用することも一法である。特にアジア地域の発展途上国の場合、我が国に基礎となる特許出願が存在することが多いことから、我が国の対応する特許出願に係る審査結果をアジア地域の発展途上国特許庁に適切に提供し、かかる審査結果の有効活用により、これら特許庁における審査負担が軽減され、権利設定が迅速化されることが期待できる。

このような観点から、アジア地域を始めとした MSE 制度を有する国に対して、我が国特許庁を所定特許庁とし、出願人が対応する特許出願に係る我が国の審査結果を上記の MSE 制度を有する国の特許庁に提出することによって、実質的に無審査で当該国における特許権を獲得し得るようするための取組を行ってきた。

2009 年 4 月時点で、イスラエル、シンガポール及びマレーシアの特許庁の所定特許庁化が実現している。このうちマレーシアについては、日マレーシア両特許庁長官による MSE 申請手続の簡素化に係る覚書への署名² (2007 年 3 月)、日マレーシア EPA 第 1 回知的財産小委員会における MSE 制度運用改善の確認 (2008 年 1 月) 等、利用促進の取組を進めてい

¹ 修正実体審査とは、当該国特許庁と予め当該国が指定する所定特許庁に対して、互いに対応する特許出願がなされている場合において、出願人が所定の手続に従って所定特許庁における対応特許出願の審査結果に係る情報を当該国特許庁に提出することにより、当該国特許庁が基本的にその所定特許庁の審査結果を受け入れ、当該国における特許権の付与を行う仕組みをいう。

² http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/asia-mmse_tetuzuki.htm

る。

一方、MSE 制度を有しない国については、出願人が我が国の審査結果を提出した場合、それが最大限当該国の審査に生かされる環境を作ることに注力している。

タイとの間では 2006 年 5 月、日タイ両特許庁長官間で書簡を交換し、タイ知的財産局において出願人が海外における対応特許出願の審査結果を提出することにより、当該出願人の特許出願が通常の出願に優先して審査されることを確認した。

このほか、迅速な権利化に向けた取組として、2006 年 7 月に発効した日マレーシア EPA、及び 2008 年 7 月に発効した日インドネシア EPA では、それぞれの国に我が国の審査結果の提出に伴う早期審査を実施することを規定した。

また APEC 協力イニシアチブにおいても、審査能力を十分に備える国・地域の審査結果を審査能力が十分でない他の国・地域が積極的に利用する構想を提案している。

3. WIPO における取組

(1) 政府任意拠出金

我が国政府は、発展途上国の産業財産権分野の開発協力のため、WIPO に対して日本国政府任意拠出金を支出している。当該拠出金は、WIPO の要請を受けて 1987 年度に予算化され、その後、TRIPS 協定の発効における国際協力の重要性の拡大と更なる国際貢献の観点から、拠出金を増額し、発展途上国への協力の一層の充実を図ってきた。さらに、2008 年度からは、当初のアジア・太平洋地域を中心とした協力に加え、アフリカ諸国へも支援対象を拡大した。

WIPO では、この拠出金を基に信託基金「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド（以下、「WIPO ジャパン・ファンド」）」が生まれ、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）地域の WIPO メンバー発展途上国を対象に、シンポジウム等の開催、研修生及び知的財産権研究生の受入れ、専門家派遣、各国特許庁の近代化などの各種プログラムが実施されている。2008 年度からのアフリカへの支援拡大に伴い、新たにアフリカ・後発開発途上国を対象とした開発協力として、アフリカ地域の教育機関における知的財産修士コースへの就学支援等を開始した。

(2) WIPO ジャパン・ファンドを活用した我が国の協力

特許庁は WIPO ジャパン・ファンドを活用し、特許庁職員又は日本の専門家を発展途上国へ派遣し、シンポジウムやセミナーにおいて日本の経験を伝えるとともに、発展途上国ニーズに沿った支援を行うために、専門的知見から助言及び指導等を行っている。また、発展途上国の知的財産に携わる人材の育成支援として、日本への研修生招へいプログラムを実施している¹。

¹ 第 2 章第 4 節 1. 参照。

①目的

- ・産業財産権制度の重要性に係る意識啓発の促進
- ・産業財産権制度・組織の整備に関する発展途上国支援
- ・産業財産権制度の行政及び活用に携わる人材の育成

②具体的協力内容

- ・経済、社会、文化の発展のための知的財産の役割に関する政策対話
- ・知的財産行政近代化のための各国特許庁支援
- ・知的財産権の効果的エンフォースメントの促進
- ・公衆に対する知的財産の普及啓発
- ・国際的な産業財産権制度の促進への支援
- ・発明・創造的活動の促進及び中小ベンチャー支援
- ・産学官連携の促進
- ・知的財産教育・研修及び研究
- ・人材育成、能力開発支援

③活動実績（1987-2009 年度）

- ・シンポジウム・セミナー等：開催地 22 か国延べ 87 回開催
- ・専門家派遣：16 か国延べ 179 名派遣
- ・機材供与：12 か国
- ・WIPO 出版物の翻訳等支援：10 か国
- ・短期研修生受入れ：37 か国 1,020 名
- ・長期研究生招へいプログラム：14 か国 28 名

4. アジア太平洋経済協力（APEC）における取組

(1) APEC とは

APEC とは、アジア太平洋地域の 21 の国・地域（エコノミー）をメンバーとして、貿易投資の自由化及び円滑化並びに経済技術協力を目指す地域フォーラムである。米国、カナダ、オーストラリア等の先進国とアジア諸国を含む発展途上国が、共通の目標に向かい協力するという画期的なもので、我が国もそのメンバーである。

(2) APEC における知的財産権分野の共同行動

1995 年 11 月の APEC 大阪首脳会議において APEC 大阪行動指針が採択され、知的財産権が、貿易・投資の自由化・円滑化に関する 15 の優先分野の一つとして取り上げられた。これを踏まえ、我が国が知的財産権分野の専門家が集まる非公式会合の開催を呼びかけ、IPR ゲット・トゥゲザー（IPR Get-together）が開催された。1996 年 11 月の APEC マニラ首脳会合において承認された APEC マニラ行動計画には、知的財産権分野の共同行動として以下

の 7 項目が挙げられ、それぞれの段階的計画が示された。

- ・メンバー間の対話の深化
- ・メンバー内の知的財産権保護に関する調査
- ・知的財産権関連機関の連絡先リストの作成
- ・周知商標に関する情報交換
- ・行政手続の簡素化・標準化
- ・効果的な権利の執行のための検討
- ・TRIPS 協定実施と技術協力の推進

(3) APEC 知的財産権専門家会合

APEC 知的財産権専門家会合（IPEG 会合：Intellectual Property Rights Experts Group Meeting）は、各メンバーの知的財産権分野の専門家が集まり、専門的、具体的な検討を行う場である。

本会合の前身である IPR Get-together は、当初、発展途上国からの反発を懸念し非公式会合として発足した。しかしその後、我が国が当時の APEC 議長国であるオーストラリアと協力し、TRIPS 協定の履行に向けて働きかけたことにより発展途上国から高い信頼を得た。その結果、1997 年 8 月の貿易投資委員会（CTI：Committee on Trade and Investment）において、本組織を知的財産権専門家グループ（IPEG）へ改称し、CTI 下のサブグループとすること、及び IPEG 会合を知的財産権に関する APEC の活動を広く所管する会合として位置づけることが承認された。

我が国は、IPR Get-together の発足時から 3 期 6 年間にわたり議長を務め、IPEG 設立にも大きく寄与するなど、その活動をリードしてきた。その後、議長職は 2002 年 3 月の第 14 回 IPEG 会合において台湾に引き継がれ、さらに、2004 年 4 月の第 18 回会合から韓国、2006 年 3 月の第 22 回会合からシンガポール、2008 年 2 月の第 26 回会合から香港が議長を務め、2010 年 3 月の第 30 回会合からはメキシコが議長を務めている。

(4) 知的財産権分野における共同行動計画の改訂

IPEG は、IPR Get-together として発足した 1996 年以来、TRIPS 協定の履行を主目標として活動してきた。そして、2000 年 1 月 1 日に発展途上国の履行期限を過ぎたことにかんがみ、2000 年 3 月に札幌で開催された第 10 回 IPEG 会合では、APEC 地域内の TRIPS 協定完全履行を達成すること、及びすべての APEC メンバーが TRIPS 協定を遵守することを盛り込んだ共同声明案が合意採択された。この声明案は一部修正されて、2000 年 5 月の CTI で採択されたのち、2000 年 6 月の APEC 貿易担当大臣会合で、共同声明として正式に採択された。

TRIPS 協定の履行に一応の成果を得て、今後のポスト TRIPS 環境での活動を方向付けるために、IPEG は、知的財産権政策の対話の深化、国際的に調和された知的財産制度の確立等の議論を促進させるための新たな共同行動計画を策定した。この新共同行動計画は、2001 年 2 月の CTI にて承認され、以下の 9 項目の新共同行動計画に基づく IPEG の活動が、2001

年 3 月の第 12 回 IPEG 会合より開始された。

- ・ 知的財産政策に関する対話の深化
- ・ 簡易・迅速な権利取得へのサポート
- ・ 知的財産権に関連する手続の電子処理化
- ・ 新分野における知的財産権の適切な保護
- ・ 知的財産制度運用の改善のための協力
- ・ 知的財産権の権利行使のための効果的な制度の確立
- ・ APEC 各エコノミーにおける知的財産の資産としての管理の促進
- ・ 公衆の意識高揚
- ・ 知的財産権保護の確保を通じた技術移転の円滑化

共同行動計画の改訂に併せて、APEC 大阪行動指針の「目的」及び「ガイドライン」の改訂についても IPEG にて合意した。この「新目的」及び「新ガイドライン」は、一部修正の上、2001 年 5 月の CTI における同指針見直し作業の中で承認された。

【過去の開催実績（第 1-5 回：IPR Get-together、第 6-30 回：IPEG 会合）】

回数	開催時期	開催場所	内容
1	1996 年 4 月	シンガポール (シンガポール)	共同行動の解説文書である「イニシャルソート」と各メンバーの実施計画の報告書である「マトリックスレポート」のフォーマットを議論し、ほぼ原案どおり合意した。
2	1996 年 5 月	フィリピン (セブ)	当面のスケジュールと各項目の取りまとめエコノミーについてまとめた共同行動の実施のためのワークプランについて、議長提案を一部修正の上、採択した。
3	1996 年 8 月	日本 (東京)	「大阪行動指針」の具体的実施のための「共同行動プログラム」について合意した。また、同プログラム中で、短期中期長期の全体計画に加えて、97 年末までの具体的な作業計画と取りまとめエコノミーについても合意した。
4	1997 年 2 月	タイ (プーケット)	各共同行動に関して、周知商標やエンフォースメント制度の調査実施などの具体的行動について合意した。
5	1997 年 7 月	台湾	各共同行動に関して、調査結果のホームページへの掲載や IP 情報モールの設置などについて合意した。また、本会合の名称及び位置付けについて、名称を Intellectual Property Rights Experts Group Meeting (IPEG 会合) とすること及び CTI の下のサブグループとし、知的財産権に関する APEC 活動を広く所管することに合意した。
6	1998 年 3 月	オーストラリア (キャンベラ)	各共同行動に関して、周知商標の保護に関する質問票への回答、知的財産権行政システムに関する情報交換結果の APEC ホームページへの掲載などについて合意した。

回数	開催時期	開催場所	内容
7	1998 年 8 月	シンガポール (シンガポール)	各共同行動に関して、商標電子出願システムの検討や、電子商取引に関する知的財産権関連事項についての情報交換などについて合意した。
8	1999 年 2 月	日本 (福岡)	各共同行動に関して、周知商標あるいは周知商標に類似の商標を取り消す手段に関する調査実施、チェックリストを用いての TRIPS 協定履行状況調査の実施などについて合意した。
9	1999 年 7 月	メキシコ (グアダラハラ)	各共同行動に関して、TRIPS 履行状況に進展があったメンバーを対象にチェックリストによる調査を実施し、2000 年に TRIPS 履行宣言を行うことに合意した。
10	2000 年 3 月	日本 (札幌)	各共同行動に関して、「TRIPS 協定履行共同宣言案」を合意採択した。さらに、民間セクターからの提案をきっかけとし、商標保護の共同勧告を採択した。また今後の新しい共同行動計画について、政策対話の深化と継続的な技術協力を活動の二つの柱としていくこと等について合意した。
11	2000 年 7 月	韓国 (済州島)	本会合とは別に、民間セクターの出席を得て「IPR エンフォースメントに関する会合」を初めて開催した。本会合では、新共同行動計画を概括合意した。新しい共同行動計画策定は、APEC のサブフォーラムの中で先陣を切るものである。
12	2001 年 3 月	オーストラリア (シドニー)	本会合から、新共同行動計画に基づく活動を開始した。従来の共同行動計画に加え、知的財産関連制度への参加支援、知的財産制度の国際調和、知的財産資産管理の促進、技術移転等の議論を開始した。
13	2001 年 7 月	台湾	各新共同行動に関して、地理的表示の保護に関する調査、サーチ・審査協力の実施におけるインターネットの利用についての意見交換の実施、展示会での模倣品展示防止のための APEC 統一ガイドライン作成につき議論を行うなどについて合意した。
14	2002 年 3 月	香港	IPEG 議長として、これまで 3 期 6 年連続して務めてきた我が国に代わり台湾が任命された。また、我が国より、エンフォースメント・ベストプラクティスの修正版を紹介し、APEC IPR サービスセンターネットワークの構築を提案した。
15	2002 年 7 月	米国 (ロサンゼルス)	我が国より、IPR サービスセンターの設立、エンフォースメント・ガイドラインについて再修正提案を行い、いずれも継続協議となった。

回数	開催時期	開催場所	内容
16	2003 年 3 月	ニュージーランド (クライストチャーチ)	IPR サービスセンターについて、設置を全エコノミーに必ず設置するか、自主的なものとするかが焦点となり、両論併記の形で CTI に提出した。また、我が国より APEC における知的財産権保護に関する包括的戦略を提案し、CTI、SOM 会合等において更なる議論を行うこととなった。
17	2003 年 7 月	カナダ (バンクーバー)	我が国より、「アジア産業財産ネットワーク (AIPN)」の紹介を行い、他のエコノミーからもワークロード問題に対処する必要性につき改めて確認がなされた。
18	2004 年 4 月	中国 (北京)	IPEG 議長として、台湾に代わり韓国が任命された。日本、台湾、香港、シンガポールより、知的財産の重要性に関する公衆への啓発活動についての報告がなされた。
19	2004 年 8-9 月	タイ (プーケット)	我が国より AIPN の高度化に関する紹介を行った。また、知的財産保護強化に向けた努力を説明する IPR ポリシー・プロGRESS・マッピングについて、各エコノミーからの追加的な情報提供を要求した。
20	2005 年 2 月	韓国 (ソウル)	我が国より、昨年の閣僚会合で合意した IPR 政策進捗マッピングと包括戦略のフォローアップについて報告した。
21	2005 年 8 月	フィリピン (マニラ)	我が国より、日・米・韓の共同提案である APEC 模倣品・海賊版対策イニシアチブの概要について説明し、同イニシアチブに基づき作成中であるモデルガイドラインについて議論した。
22	2006 年 2 月	ベトナム (ハノイ)	IPEG 議長として、韓国に代わりシンガポールが任命された。我が国から特許審査ハイウェイ構想について紹介したところ、議長から強い関心が示された。
23	2006 年 8 月	メキシコ (グアダラハラ)	APEC 模倣品・海賊版対策イニシアチブとモデルガイドラインについて重点的に議論を実施した。
24	2007 年 1 月	オーストラリア (キャンベラ)	我が国より特許取得手続における APEC 協カイニシアチブを提案した。APEC 閣僚・首脳会合の成果とすることを目指し支持を求めたところ、韓国及び米国が共同提案国となることを表明した。
25	2007 年 6 月	台湾	特許取得手続における APEC 協カイニシアチブは、共同提案国である韓国、シンガポール、米国のほか、メキシコ、台湾、カナダ、ベトナム、ペルーが支持を表明し、CTI へ報告された。

回数	開催時期	開催場所	内容
26	2008 年 2 月	ペルー (リマ)	IPEG 議長として、シンガポールに代わり香港が任命された。 2007 年 9 月に承認された特許取得手続における APEC 協カイニシアチブについて、他庁の審査結果の利用に関する調査を提案し、承認を得た。
27	2008 年 8 月	ペルー (リマ)	特許取得手続における APEC 協カイニシアチブに関する審査協力の実務に関する調査について、調査票が承認され、調査開始が決定した。
28	2009 年 2 月	シンガポール (シンガポール)	特許取得手続における APEC 協カイニシアチブの一環として行った他庁特許審査結果の活用方法に関する調査の調査結果を発表した。また、我が国より、グローバル知的財産基盤制度の構築に向けた知的財産人材育成機関間協働に関する予備的な提案を実施した。
29	2009 年 7 月	シンガポール (シンガポール)	特許取得手続における APEC 協カイニシアチブの一環として行った他庁特許審査結果の活用方法に関する調査の調査結果を発表した。また、我が国より、グローバル知的財産基盤制度の構築に向けた知的財産人材育成機関間協働に関する予備的な提案を実施した。
30	2010 年 3 月	日本 (広島)	IPEG 議長として、香港に代わりメキシコが任命された。我が国より提案したグローバル知的財産基盤制度の構築に向けた知的財産人材育成機関間の協働「iPAC イニシアチブ」について合意した。また、APEC 協カイニシアチブに基づいた、他庁審査結果活用に係る申請様式を単一のウェブサイトに掲載する提案についても合意した。